

上野事務所ニュース

24年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

今年予定されていること

今年予定されていることは、以下の通りです。

健康保険関係

(1)健康保険料率の変更(3月)

(2)介護保険料率の変更(3月)

(1)、(2)共に料率は未定です。

年金関係

(1)国民年金の月額保険料の変更(4月)

月額 15,540円×保険料改定率

(現在は15,020円)

保険料改定率は未定です。

(2)厚生年金保険料率の変更(9月)

1000分の167.66に変更予定です。

(現在1000分の164.12)この場合、個人負担は1000分の83.83です。

変更になるという情報だけで、詳しい内容が発表されていないこともあります。決まりましたら、事務所ニュースで取り上げてまいります。

高額療養費及び 限度額適用認定 証交付について

高額療養費とは、1ヶ月(暦月)の医療費が自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、

超えた部分が保険者から返金される制度です。全額を窓口で支払った後、申請を行うことで返金されます。

70歳未満の方に対する入院治療費については、「限度額適用認定証」を作成し、病院に提示すると、自己負担限度額を病院の窓口で支払うのみで済みます。

一度に多額の現金を用意しなくてもよく、

後から申請する手間も省けます。

入院をすることがあらかじめわかっている場合は、先に限度額適用認定証を作成しておくのがよいでしょう。全国健康保険協会の健康保険であれば協会けんぽで、国民健康保険であれば各住所の市区町村役場で手続を行ないます。健康保険証と認印が必要です。(健康保険組合の場合は各健康保険組合にお問い合わせください)

限度額適用認定証は、その場で直接受け取るか、ご本人宛に郵送されてきます。

〈70歳未満の方の自己負担限度額〉

上位所得者(標準報酬月額が53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%(多数該当の場合は83,400円)
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当の場合は44,400円)
低所得者(住民税非課税者等)	35,400円 (多数該当の場合は24,600円)

◆注意点

①外来や複数の医療機関への支払で限度額を超える場合は従来どおりの申請手続きになります。(入院と同月に外来がある場合は合算できる場合がありますので注意が必要です)

②限度額適用認定証の有効期限が過ぎた場合、再度作成が必要になります。

被保険者資格喪失届、及び月額変更届の遡及手続

2ヶ月以上遡って退職の手続きや保険料の変更手続きを行う場合、以下のよう

な添付書類が必要です。

1.被保険者資格喪失届（退職する時）

(1)会社の役員

以下の書類(写し)いずれかを添付

○株主総会の議事録

○登記簿謄本

(役員変更の記載があるもの)

(2)従業員

以下の書類(写し)を両方添付

○退職日の属する月の賃金台帳

○退職日の属する月の出勤簿

2.月額変更届(給与の変動で保険料の等級を変更する時)

(1)会社の役員

①と②の書類(写し)を両方添付

① 以下の書類いずれか 1 つ

i. 株主総会又は取締役会の議事録

ii. 代表取締役等による報酬決定通知書

iii. 役員間の報酬協議書

iv. 債権放棄を証する書類

② 以下の書類いずれか 1 つ

i. 賃金の変動があった月の前月以降 4 ヶ月分の所得税源泉徴収簿

ii. 賃金の変動があった月の前月以降 4 ヶ月分の賃金台帳

(2)従業員

以下の書類(写し)を両方添付

i. 賃金の変動があった月の前月以降 4 ヶ月分の賃金台帳

ii. 賃金の変動があった月の前月以降 4 ヶ月分の出勤簿

賃金を大幅に(標準報酬月額5等級以上)引き下げる場合、遡及手続でなくとも、月額変更届提出の際、上記の月額変更届に添付する書類と同じものがが必要です。

また、6 ヶ月以上遡って社会保険の手続を行った会社に対して、社会保険の調査を重点的に行います。手続き漏れや、遅れのないようにしましょう。

Q&Aなぜなにどうして?

Q; 我が社はA社から業務を請負い、A社の工場内で仕事をしています。派遣と区別するために注意すべきことは何かありますか?

A; 派遣と業務請負は、労働者を他社の指揮命令で働かせるか自社の指揮命令で働かせるかで区別しますが、現実にはその区別がはっきりしない場合もあり、請負のつもりが実は派遣を行っている(偽装請負)ということもありえます。

業務処理請負は、以下の4つの要件を全て満たす必要があります。

①作業の完成について事業主としての財政上および法律上のすべての責任を負うものであること。

②作業に従事する労働者を、指揮監督すること。

③作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

④自ら提供する機械、設備、機材(業務上必要となる簡易な工具を除く)もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し、または企画もしくは専門的な技術、経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

◆1人で業務処理請負として他社の事業所に行く場合、監督署から「一人で他社に行き、作業をするのは業務請負とは言えないでしょう」と言われることがあるようです。

一人で行うと業務請負ではない、とは言いきれないですが、そのためには現場作業者と管理責任者を別にする必要があります。

具体的には、業務請負に対する指示を発注者から管理責任者に行い、管理責任者が現場作業者に指示を行うという役割分担が必要です。